

○宇都宮市文化会館条例施行規則

昭和54年3月31日

規則第22号

改正 昭和54年8月第41号

昭和56年10月第63号

昭和60年7月第31号

平成元年3月第30号

平成元年10月第50号

平成2年3月第15号

平成3年12月第46号

平成4年3月第27号

平成5年3月第8号

平成5年12月第45号

平成9年3月第34号

平成16年3月第10号

平成16年12月第44号

平成17年6月第73号

平成19年3月第71号

平成23年3月第18号

平成26年3月第5号

令和元年7月第5号

令和2年12月第47号

令和6年12月第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市文化会館条例（昭和53年条例第38号。以下「条例」という。）

第25条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平17規則73・平23規則18・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(使用許可の申請)

第3条 条例第2条第1項の規定により会館の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」

という。)は、文化会館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号の区分に従い、定められた期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) ホール及び展示室にあつては、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の12月前の月の初日（初日が休館日にあたる時は翌日。1月にあつては5日（休館日にあたる時は翌日）。以下「申請初日」という。）から使用日の前20日までの間

(2) ホール附属室、会議室、練習室及び研修室（以下「ホール附属室等」という。）にあつては、使用日の属する月の6月前の申請初日から使用日の前7日までの間。ただし、ホール附属室をホールと併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。

4 前項の規定にかかわらず申請初日の午前9時から午前9時30分までの使用許可の申請は、仮文化会館使用許可申請書を提出し、次の各号に定める区分に従い、申請の順序を決定する。

(1) 会館の同一施設又は同一設備等を同一日の同一時間に使用したい旨の申請（以下「重複申請」という。）が複数の者からないときは、その申請を第1順位とする。

(2) 重複申請があつたときは、申請者間の協議により申請の順序を決定する。ただし、協議が整わないときは、くじにより順序を決定する。

（平2規則15・一部改正）

（使用の許可）

第4条 市長は、前条の使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、文化会館使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

（平2規則15・一部改正）

（使用期間）

第5条 会館の施設は、次に掲げる期間を超えて使用することができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) ホールにあつては、5日間

(2) 展示室にあつては、10日間

(3) ホール附属室等にあつては、3日間。ただし、ホール附属室をホールと併用するときは、ホールの使用期間と同期間

（使用時間）

第6条 条例の別表第1で定める使用時間帯には、準備、練習、あと片付け等使用に必要な一切の時間を含むものとする。

(使用時間の延長)

第7条 使用者は、やむを得ない事由により使用時間帯を超えて施設等を使用する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平5規則45・一部改正)

(使用の取消し)

第8条 使用者は、使用許可の取消しをしようとするときは、文化会館使用許可取消申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(平2規則15・一部改正)

(設備等の使用料)

第9条 条例第5条第2項の規定による使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(平3規則46・平9規則34・平16規則44・平23規則18・一部改正)

(使用料の納付)

第10条 使用者(食堂又は売店の使用者を除く。)は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、設備等の使用料及び施設の超過使用料は、使用の終了と同時に納付するものとする。

2 国又は地方公共団体が会館を使用する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別に納期限を定めるものとする。

3 食堂又は売店の使用者は、毎月末日までにその翌月分の使用料を納付するものとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、文化会館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、文化会館使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平2規則15・一部改正)

(使用料の還付)

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、第3条第2項各号に掲げる期間内に文化会館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、文化会館使用料還付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平2規則15・一部改正)

(職員の立入り)

第13条 会館の職員(以下「職員」という。)は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(事前打合せ)

第14条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を構わないこと。
- (3) 会館内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等をき損し、又は汚損したときは、その旨を届け出ること。
- (5) 会館の使用が終了したときは、遅滞なく使用した備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる行為をさせないこと。
- (7) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第16条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等をき損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定した場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第17条 条例第17条により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)に文化会館の管理を行わせる場合における第3条から第8条まで、第10条第1項及び第2項、第11条及び第12条、第14条及び第

15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------|--------------|--------------|
| 第3条の見出し | 使用許可 | 利用許可 |
| 第3条第1項 | 使用許可 | 利用許可 |
| | 文化会館使用許可申請書 | 文化会館利用許可申請書 |
| | 市長 | 指定管理者 |
| 第3条第2項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 使用 | 利用 |
| | 使用日 | 利用日 |
| 第3条第3項 | 使用許可 | 利用許可 |
| 第3条第4項 | 使用許可 | 利用許可 |
| | 仮文化会館使用許可申請書 | 仮文化会館利用許可申請書 |
| | 使用 | 利用 |
| 第4条の見出し | 使用 | 利用 |
| 第4条 | 市長 | 指定管理者 |
| | 使用許可 | 利用許可 |
| | 文化会館使用許可書 | 文化会館利用許可書 |
| 第5条の見出し | 使用期間 | 利用期間 |
| 第5条 | 使用 | 利用 |
| | 使用期間 | 利用期間 |
| | 市長 | 指定管理者 |
| 第6条の見出し | 使用時間 | 利用時間 |
| 第6条 | 使用時間帯 | 利用時間帯 |
| | 使用 | 利用 |
| 第7条の見出し | 使用時間 | 利用時間 |
| 第7条 | 使用者 | 利用者 |
| | 使用時間帯 | 利用時間帯 |
| | 使用 | 利用 |
| | 市長 | 指定管理者 |
| 第8条の見出し | 使用 | 利用 |

| | | |
|----------|----------------|----------------|
| 第8条 | 使用者 | 利用者 |
| | 使用許可 | 利用許可 |
| | 文化会館使用許可取消申請書 | 文化会館利用許可取消申請書 |
| | 使用許可書 | 利用許可書 |
| | 市長 | 指定管理者 |
| 第9条の見出し | 使用料 | 利用料 |
| 第9条 | 使用料 | 利用料 |
| 第10条の見出し | 使用料 | 利用料 |
| 第10条第1項 | 使用者 | 利用者 |
| | 使用 | 利用 |
| | 使用料 | 利用料 |
| | 超過使用料 | 超過利用料 |
| 第10条第2項 | 使用 | 利用 |
| 第11条の見出し | 使用料 | 利用料 |
| 第11条第1項 | 条例第7条 | 条例第7条又は第22条 |
| | 使用料 | 利用料 |
| | 文化会館使用料減免申請書 | 文化会館利用料減免申請書 |
| 第11条第2項 | 文化会館使用料減免決定通知書 | 文化会館利用料減免決定通知書 |
| 第12条の見出し | 使用料 | 利用料 |
| 第12条第1項 | 条例第8条 | 条例第8条又は第23条 |
| | 使用料 | 利用料 |
| | 文化会館使用料還付申請書 | 文化会館利用料還付申請書 |
| | 市長 | 指定管理者 |
| 第12条第2項 | 市長 | 指定管理者 |
| | 文化会館使用料還付決定通知書 | 文化会館利用料還付決定通知書 |
| 第13条 | 使用中 | 利用中 |
| | 使用者 | 利用者 |
| 第14条 | 使用者 | 利用者 |

| | | |
|----------|------|------|
| | 使用 | 利用 |
| | 使用方法 | 利用方法 |
| 第15条の見出し | 使用者 | 利用者 |
| 第15条 | 使用者 | 利用者 |
| | 使用 | 利用 |
| 別表備考 | 使用料 | 利用料 |

(平17規則73・全改)

(宇都宮市立南図書館の施設を使用させる場合における手続等)

第18条 第3条第1項、第4条、第6条から第9条まで、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条並びに第17条の規定は、条例第24条第1項の施設について準用する。この場合において、第6条中「別表第1」とあるのは「別表第4」と読み替え、第9条中「別表第1」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

(平23規則18・追加)

(様式)

第19条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平2規則15・追加、平23規則18・旧第17条の2繰下)

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平23規則18・旧第18条繰下)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (昭和54年8月27日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年10月1日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年7月1日規則第31号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年10月1日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 31 日規則第 15 号）

この規則は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 20 日規則第 46 号）抄

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日規則第 27 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日規則第 8 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 22 日規則第 45 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日規則第 10 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 27 日規則第 44 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 24 日規則第 73 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 31 日規則第 71 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 18 号）

この規則は、平成 23 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日規則第 5 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 3 日規則第 5 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 23 日規則第 47 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年12月25日規則第40号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

（昭54規則41・昭56規則63・昭60規則31・平元規則30・平元規則50・一部改正，平3規則46・旧別表第 1・平 4 規則27・平 5 規則 8・平16規則10・平16規則44・平19規則71・一部改正，平23規則18・旧別表・一部改正，平26規則 5・令元規則 5・令 2 規則47・令 6 規則40・一部改正）

| 設備・備品の分類 | 品名 | 施設別 | 単位 | 金額 | 備考 |
|-----------|------------|-------|----|--------|----|
| 舞台附属設備・備品 | オーケストラピット | 大ホール | 1式 | 6,600円 | |
| | エプロンステージ | 大ホール | 1式 | 6,600円 | |
| | 大迫り | 大ホール | 1基 | 2,200円 | |
| | 小迫り | 大ホール | 1基 | 650円 | |
| | 仮設花道 | 大ホール | 1式 | 3,300円 | |
| | 所作台（大ホール用） | 大ホール | 1式 | 7,700円 | |
| | 所作台（小ホール用） | 小ホール | 1式 | 4,400円 | |
| | 仮設花道用所作台 | 大ホール | 1式 | 2,200円 | |
| | 平台 | ホール共通 | 1枚 | 100円 | |
| | 松竹羽目 | 大ホール | 1式 | 2,730円 | |
| | 松羽目 | 小ホール | 1式 | 1,100円 | |
| | 大臣囲い | 大ホール | 1式 | 2,200円 | |
| | びょうぶ | ホール共通 | 1双 | 1,630円 | |
| | 幕類 | ホール共通 | 1枚 | 1,100円 | |
| | 地がすり | ホール共通 | 1枚 | 1,630円 | |
| | 上敷 | ホール共通 | 1枚 | 210円 | |
| | 毛せん（大） | ホール共通 | 1枚 | 3,300円 | |
| | 毛せん（小） | ホール共通 | 1枚 | 210円 | |
| | 座布団 | ホール共通 | 1枚 | 100円 | |
| | めくり台 | ホール共通 | 1台 | 100円 | |

| | | | | | |
|---------------|--------------------|-------|----|---------|------|
| | 演壇 | ホール共通 | 1式 | 530円 | |
| | 長机 | ホール共通 | 1脚 | 100円 | |
| | 音響反射板（大ホール用） | 大ホール | 1式 | 6,600円 | |
| | 音響反射板（小ホール用） | 小ホール | 1式 | 3,300円 | |
| | 指揮者台 | ホール共通 | 1式 | 310円 | 譜面台付 |
| | 楽団員用譜面台 | ホール共通 | 1台 | 100円 | |
| | バレエ用マット（大ホール用） | 大ホール | 1枚 | 1,100円 | |
| | バレエ用マット（小ホール用） | 小ホール | 1枚 | 530円 | |
| | 姿見 | ホール共通 | 1台 | 100円 | |
| | ホワイトボード | ホール共通 | 1台 | 310円 | |
| | 演奏者用いす | ホール共通 | 1脚 | 50円 | |
| | 司会者台 | ホール共通 | 1台 | 310円 | |
| | ピアノいす | ホール共通 | 1脚 | 100円 | |
| | 仮設能舞台 | 大ホール | 1式 | 11,000円 | |
| | 舞台仕込料 | ホール共通 | 1式 | 2,850円 | |
| 照明附属設 備・備品 | ボーダーライト（大ホール用） | 大ホール | 1列 | 1,100円 | |
| | ボーダーライト（小ホール用） | 小ホール | 1列 | 650円 | |
| | サスペンションライト | ホール共通 | 1台 | 210円 | |
| | ローアホリゾンライト（大ホール用） | 大ホール | 1列 | 1,630円 | |
| | ローアホリゾンライト（小ホール用） | 小ホール | 1列 | 1,100円 | |
| | アッパーホリゾンライト（大ホール用） | 大ホール | 1列 | 2,200円 | |
| | アッパーホリゾンライト（小ホール用） | 小ホール | 1列 | 1,630円 | |

| | | | | | |
|-------------------|---------------------------|-------|----|--------|--|
| | シーリングスポットライト (大ホール用) | 大ホール | 1台 | 310円 | |
| | シーリングスポットライト (小ホール用) | 小ホール | 1台 | 210円 | |
| | フロントサイドスポットラ イト | ホール共通 | 1台 | 210円 | |
| | ランプピンスポットライトA | ホール共通 | 1台 | 1,100円 | |
| | ランプピンスポットライトB | ホール共通 | 1台 | 530円 | |
| | センターピンスポットライ ト (大ホール用) | 大ホール | 1台 | 3,300円 | |
| | センターピンスポットライ ト (小ホール用) | 小ホール | 1台 | 2,730円 | |
| | フットライト (大ホール用) | 大ホール | 1列 | 530円 | |
| | フットライト (小ホール用) | 小ホール | 1列 | 310円 | |
| | スポットライトA | ホール共通 | 1台 | 310円 | |
| | スポットライトB | ホール共通 | 1台 | 210円 | |
| | スポットライトC | ホール共通 | 1台 | 100円 | |
| | エリスポットライト | ホール共通 | 1式 | 530円 | |
| | パーライト | ホール共通 | 1台 | 210円 | |
| | エフェクトマシン | ホール共通 | 1式 | 1,100円 | |
| | ミラーボール | ホール共通 | 1個 | 530円 | |
| | 譜面灯 | ホール共通 | 1台 | 50円 | |
| | 照明仕込料 | ホール共通 | 1式 | 2,850円 | |
| 音響附 属設 備・備品 | 拡声装置 (大ホール用) | 大ホール | 1式 | 3,300円 | |
| | 拡声装置 (小ホール用) | 小ホール | 1式 | 2,850円 | |
| | ポータブルミキサー | ホール共通 | 1台 | 1,100円 | |
| | CDプレイヤー | ホール共通 | 1台 | 1,100円 | |
| | ステージスピーカー | ホール共通 | 1台 | 530円 | |
| | マイクロフォン (コンデンサ ー) | ホール共通 | 1本 | 1,100円 | |

| | | | | | |
|------|---------------------------|--------|-----|---------|-----------|
| | マイクロフォン（ダイナミック） | ホール共通 | 1本 | 530円 | |
| | マイクロフォン（ワイヤレス） | ホール共通 | 1本 | 2,200円 | |
| | 3点吊りマイクロフォン装置 | ホール共通 | 1式 | 1,100円 | マイクロフォン別 |
| | マイクロフォンスタンド（床上） | ホール共通 | 1台 | 210円 | |
| | マイクロフォンスタンド（卓上） | ホール共通 | 1台 | 100円 | |
| | マイクロフォンスタンド（ブーム） | ホール共通 | 1台 | 210円 | |
| | パワーアンプ | ホール共通 | 1台 | 1,100円 | |
| | 周辺機器 | ホール共通 | 1台 | 650円 | |
| | 録音出力 | ホール共通 | 1回路 | 530円 | |
| | 音響仕込料 | ホール共通 | 1式 | 2,850円 | |
| 映写設備 | スクリーン | ホール共通 | 1式 | 1,100円 | |
| 楽器 | グランドピアノ（外国製大ホール用） | 大ホール | 1台 | 11,000円 | 調律料は含まない。 |
| | グランドピアノ（国産大ホール用） | 大ホール | 1台 | 3,830円 | 調律料は含まない。 |
| | グランドピアノ（外国製小ホール用） | 小ホール | 1台 | 16,500円 | 調律料は含まない。 |
| | グランドピアノ（国産ホール共通用） | ホール共通 | 1台 | 5,500円 | 調律料は含まない。 |
| | グランドピアノ（国産セミコンサート練習室用） | 練習室 | 1台 | 1,100円 | 調律料は含まない。 |
| | グランドピアノ（国産セミコンサートリハーサル室用） | リハーサル室 | 1台 | 2,200円 | 調律料は含まない。 |

| | | | | | |
|-----|------------|---------|--------|--------|-----------|
| | チェンバロ | ホール共通 | 1台 | 5,500円 | 調律料は含まない。 |
| | 大太鼓 | ホール共通 | 1式 | 1,100円 | ばちを含む。 |
| その他 | 拡声装置 | 第1・2会議室 | 1式 | 1,100円 | |
| | ビデオプロジェクター | 施設共通 | 1式 | 2,200円 | |
| | 持込電気器具 | 施設共通 | 1キロワット | 210円 | |
| | 浴室 | 施設共通 | 1回 | 1,310円 | |

備考

- 1 使用料は午前、午後及び夜間の時間帯ごとに徴収する。
- 2 この表に掲げるもの以外の付属設備及び備品等の使用料の額は、類似する付属設備又は備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表第2（第18条関係）

（平23規則18・追加，平26規則5・令元規則5・令2規則47・令6規則40・一部改正）

| 設備・備品の分類 | 品名 | 施設別 | 単位 | 金額 | 備考 |
|-----------|--------------|-----|----|---------|--------|
| 舞台附属設備・備品 | 反射板 | ホール | 1式 | 3,030円 | 天井及び側面 |
| | ロールバックチェア | ホール | 1式 | 11,510円 | |
| | 司会者台 | ホール | 1台 | 100円 | |
| | 指揮者用譜面台 | ホール | 1台 | 100円 | |
| | 指揮者台 | ホール | 1台 | 100円 | |
| | 譜面台 | ホール | 1台 | 100円 | |
| | 平台 | ホール | 1台 | 100円 | |
| | 講演台 | ホール | 1台 | 100円 | 花台付 |
| 照明附属設備・備品 | ローアホリゾントライト | ホール | 1列 | 1,350円 | |
| | ボーダーライト | ホール | 1列 | 1,030円 | |
| | アッパーホリゾントライト | ホール | 1列 | 1,350円 | |

| | | | | | |
|-----------|------------------------|-----|----|--------|--|
| | クセノンピンスポットライト (1キロワット) | ホール | 1台 | 2,500円 | |
| | ソースフォー | ホール | 1台 | 100円 | |
| | スポットライト (1キロワット) | ホール | 1台 | 200円 | |
| | スポットライト (0.5キロワット) | ホール | 1台 | 100円 | |
| 音響附属設備・備品 | CDステレオオーディオレコーダー | ホール | 1台 | 200円 | |
| | DVDプレイヤー | ホール | 1台 | 100円 | |
| | CDプレイヤー | ホール | 1台 | 100円 | |
| | MDレコーダー | ホール | 1台 | 100円 | |
| | ダブルカセットデッキ | ホール | 1台 | 100円 | |
| | 移動型スピーカー | ホール | 1台 | 100円 | |
| | 一点吊マイク装置 | ホール | 1式 | 1,030円 | |
| | ワイヤレスマイクロフォン | ホール | 1本 | 100円 | |
| | ダイナミックマイクロフォン | ホール | 1本 | 100円 | |
| | コンデンサーマイクロフォン | ホール | 1本 | 100円 | |
| | AVワゴン | 会議室 | 1台 | 410円 | |
| | ダイナミックマイクロフォン | 会議室 | 1本 | 100円 | |
| | ワイヤレスマイクロフォン | 会議室 | 1本 | 100円 | |
| 映写設備 | スクリーン (ホール用) | ホール | 1台 | 2,300円 | |

| | | | | | |
|-----|-------------------|---------------------------|--------|--------|-------------|
| | ビデオプロジェクター (ホール用) | ホール | 1台 | 2,200円 | |
| | スクリーン (会議室用) | 会議室 | 1台 | 200円 | |
| | ビデオプロジェクター (会議室用) | 会議室 | 1台 | 370円 | |
| 楽器 | グランドピアノ | ホール | 1台 | 1,980円 | |
| その他 | 拡声装置 | ホール | 1式 | 3,870円 | |
| | 電気使用料 | ホール 会議室 ギャラリー 共通 | 1キロワット | 200円 | 持込機材を使用する場合 |